

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	6	担当課	健康増進課
法令名	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	根拠条項	第2条第7項	不利益処分の種類	援護の停止又は廃止		
<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令 (平成21年 政令第22号)</p> <p>第2条第7項 都道府県知事は、被援護者が援護を必要としなくなったときは、速やかに、援護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被援護者に通知しなければならない。第13項の規定により援護の停止又は廃止をするときも、同様とする。</p>							